経営力強化保証

1 保証対象者

金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者

2 保証限度額

個人・会社　２億8,000万円
組　　合　４億8,000万円

3 資金使途

事業資金
経営安定関連保証（５号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る
ただし、いずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る

4 保証期間

一括返済の場合　１年以内
分割返済の場合　運転資金５年以内、設備資金７年以内
ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。据置期間はそれぞれ１年以内。

5 保証料率

0.45％～1.75％
※原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
なお、貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。

6 申込時添付書類

- 通常時の申込書類
- 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- 事業行動計画書（申込人が策定したもの）
- 経営安定関連保証（5号）については、市町長の認定書

※事業計画書は次の⑴～⑶を満たすものまたは含むものとします。
⑴計画を策定した日の属する事業年度から３事業年度を最短の計画期間とし、原則として同５事業年度を最長の計画期間とする
⑵経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む）と課題を克服するための取組事項および目標設定
⑶申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
⑷上記取組等を踏まえた収支計画および返済計画

■経営力強化保証とは

経営力強化保証は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る保証です。
※認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条第２項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。なお、認定された認定支援機関は、中小企業庁および金融庁のホームページにおいて公表されています。

⑴制度の概要
- 中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取組む場合に信用保証料を減免（概ね▲0.2％）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組みを強力にサポートします。
- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます（金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年１回の報告をします）。

⑵制度のしくみ

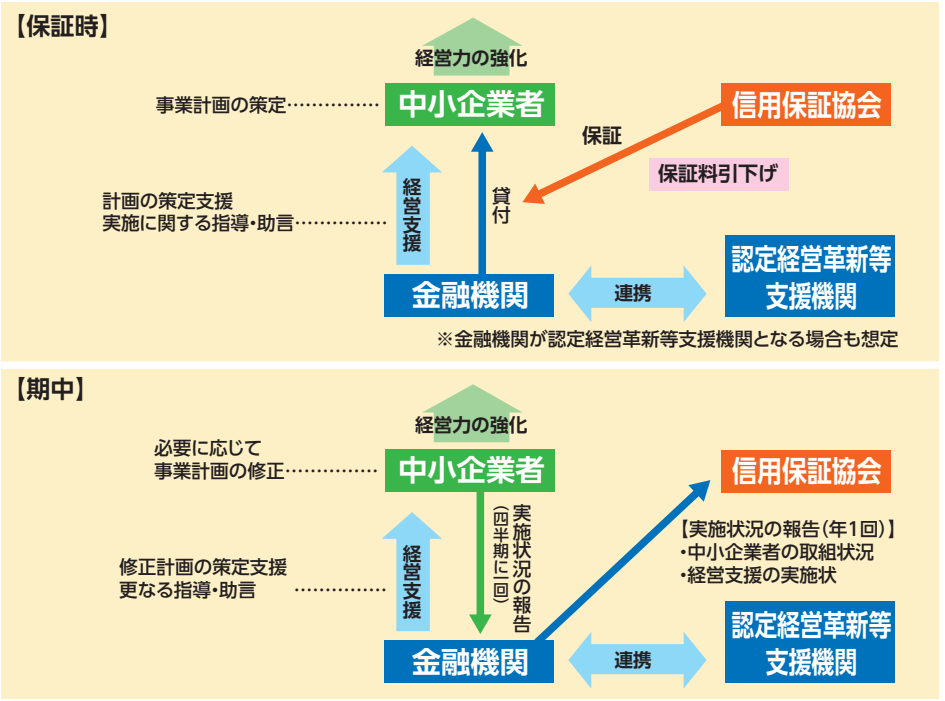

※金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関である金融機関独自で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができます。